



## Tax & Legal Newsletter

2020年11月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### オートメーションシステムへの投資に関する経費の追加控除

2020年9月23日付で公表された勅令第710号は、企業又はパートナーシップがオートメーションシステムへの投資プロジェクトとして機械装置（機械装置に接続されるコンピュータプログラムを含む）に支出された実額（修理等に要した金額を除く）の100%相当額の追加控除（合計で200%相当額）を受けられる旨を規定しました。本勅令が定める規則と基準は、以下のとおりです。

- 歳入局長官が認定した機関によって正式に認証されたオートメーションシステム投資プロジェクトの用に供する機械装置又はコンピュータプログラムであること
- 未使用の機械装置又はコンピュータプログラムであること
- 2019年1月1日から2020年12月31日までの間に支出されたオートメーションシステム投資プロジェクトに関する経費であること
- タイ歳入法に基づいて減価償却可能な機械装置又はコンピュータプログラムで、2020年12月31日までに使用可能な状態であること
- 機械装置又はコンピュータプログラムがタイ国内に所在すること
- 機械装置又はコンピュータプログラムの全部又は一部が、タイ歳入法に基づく他の勅令の税制優遇措置を受けていないこと

- 機械装置又はコンピュータープログラムの全部又は一部が、投資促進に関する法律、対象産業における国の競争力増進に関する法律又は東部特別開発区に関する法律に基づく法人所得税の免税措置を受ける事業に使用されていないこと
- 企業又はパートナーシップが、規定、手続、条件及び期間に沿った投資プロジェクト計画及び支払計画を作成して歳入局長官に通知すること

企業又はパートナーシップが勅令で掲げる規則、規定又は基準を遵守しない場合、追加控除の優遇措置を享受する権利を喪失するため、控除した会計期間の法人所得税を計算する際には追加控除した金額を益金とする必要があります。ただし、機械装置又はコンピュータープログラムが売却されたり、損壊、紛失、又は陳腐化した場合、追加控除の優遇措置を享受する権利は本事象が発生した会計期間に喪失するものの、それ以前の会計期間に適用された追加控除は法人所得税を計算する際に益金として含める必要はありません。

### 対象産業の従業員に支払われる経費の追加控除

2020年9月23日付で公表された勅令第711号は、対象産業に係る国の競争力増進に関する法律の下で、対象産業を営む企業又はパートナーシップが、科学、テクノロジー、エンジニアリング及び数学の分野で高度なスキルを有する従業員との雇用契約に基づく給与として実際に支払われた金額の50%相当額の追加控除（合計で150%相当額）を受けられる旨を規定しました。当該50%相当額の追加控除は、2019年1月1日から2020年12月31日までの間に実際に支払われた従業員の給与に対して適用されます。追加控除額は月換算ベースで10万タイバツが限度とされます。適用対象となる従業員は、歳入局長官が認定した機関によって認められ、かつ、2019年1月1日から2020年12月31日までの間に雇用契約に基づいて勤務を開始した者に限られます。なお、当該適用を受ける勤務開始日前の1年以内に、対象産業における国の競争力増進に関する法律の下で対象産業を営む企業又はパートナーシップの従業員であった者は適用対象とはなりません。

### 従業員のトレーニングに支払われる経費の追加控除

2020年9月23日付で公表された勅令第712号は、企業又はパートナーシップが、2019年1月1日から2020年12月31日までの間に、歳入局長官が認定した国家機関によって認められたカリキュラムに基づく学習又はトレーニングコースに従業員を参加させるか、従業員のためのトレーニングコースを開催するために支出した経費の額の150%相当額の追加控除（合計で250%相当額）を受けられる旨を規定しました。本勅令は、投資促進に関する法律、対象産業における国の競争力増進に関する法律又は東部特別開発区に関する法律に基づく法人所得税の免税措置を受ける事業で上述の経費の全部又は一部が生じていた企業又はパートナーシップは適用対象とならない旨を規定しています。

### 教育機関への寄附に関する控除

2020年9月23日付で公表された勅令第713号は、個人、企業又はパートナーシップが2020年1月1日から2021年12月31日までの間に電子寄附システムを通じて特定の教育機関に寄附した場合、その控除額を倍増する旨を規定しています。個人の場合、本規定の適用は現金による寄附に限られます。企業又はパートナーシップの場合、現金の他にも資産の寄附が本規定の適用対象として認められています。公立教育機関、私立学校に関する法律に基づく私立学校（非公式の私立学校を除く）、私立大学に関する法律に基づく私立大学又はタイ政府と国連機関の条約或いは合意に基づいてタイ国内で設立された教育機関への寄附が控除対象となります。ただし、控除額は本勅令に定められている金額に限

度とされます。さらに、本勅令が掲げる規則と基準に従って行われた寄附については法人所得税、付加価値税、特定事業税、印紙税が免税とされる旨も規定されています。

### 税金の計算に用いる為替レート

2020年9月25日付で公表された財務省通達は、歳入法第3条（15）に基づき、納税目的で外国通貨をタイバーツに換算する際の規則と基準を明らかとしています。歳入法第3条（15）に基づき、納税日の2日前の日にタイ銀行が通知する基準相場が換算目的で使用されます。本通達は、2020年7月17日以降に適用されます。

### 電子証書に係る印紙税の現金納付基準

2020年9月15日付で交付された歳入局長官通達第60号は、以下に掲げる証書に課される印紙税については電子証書に係る現金による印紙税支払申請書（Form Or.Sor.9）を用いて現金納付することができる旨を規定しています。

- 請負契約
- 金銭消費貸借契約又は当座借越契約
- 委任状
- 企業の会議での投票委任状
- 保証契約

本通達は2020年9月29日から2020年12月31日までの間に作成された証書に適用されます。印紙税の支払義務者は、歳入局のウェブサイトからオンラインでForm Or.Sor.9を提出し、かつ、本通達が決める規則と基準に従う必要があります。

### 生分解性プラスチック製品の購入に関する控除の規則と基準

2020年6月22日付で公表された勅令第702号は、企業又はパートナーシップがVAT事業者から生分解性プラスチック製品を購入するために支出した額の25%相当額（合計で125%相当額）を追加控除できる旨を規定しています。追加控除の恩典を享受するためには、生分解性プラスチック製品が工業省に認定される必要があります。追加控除は、2019年1月1日から2021年12月31日までの間に支出された経費の額に適用されます。2020年9月9日付で公表された歳入局長官通達（第388号）は、勅令第702号に基づく追加控除の規則と基準を明らかとしました。例えば、以下のとおりです。

- 追加控除の対象となる生分解性プラスチック製品には、ゴミ袋、プラスチック製コップ、使い捨ての皿、プラスチック製のトレイ等が含まれます
- 追加控除の恩典を申請する企業又はパートナーシップは、本勅令が決める報告書を作成する必要があります

### ATIGA の手続方法の改定

このほど、ASEAN 物品貿易協定（ASEAN Trade in Goods Agreement：以下「ATIGA」）の加盟国は、特定原産地証明書（Form D）の発行に関する規則を定めた「運用上の証明手続」（Operational Certificate Procedure：以下「OCP」）に幾つかの改定を行いました。Form D は、タイから他の ATIGA 市場への物品輸出に関する特恵関税を保証するものです。本改定には、全 ASEAN 自己証明制度（ASEAN-Wide Self Certification：以下「AWSC」）とも呼ばれる ATIGA に基づく自己証明制度や、Form D の充足要件の変更が含まれます。これらの改定は、ASEAN 加盟国間の貿易に係る関税手続の簡素化を目的としています。

タイでは、外国貿易局（Department of Foreign Trade：以下「DFT」）と関税局により、2020年9月20日以降に発効する複数の規則による改定 OCP と AWSC が導入されました。

#### AWCS（全 ASEAN 自己証明制度）

タイの改定 AWSC 制度により、DFT に登録される「認定輸出者」は輸出関連書類（商用インボイス、請求明細書、荷渡し指図書、パッキングリスト等）を自己証明できるようになりました。この制度改定により、従来の冗長で面倒な手続であった DFT から求められる原産地証明書（Form D 又は e-Form D）の代わりに、「原産地申告書」をもって ATIGA の恩典を享受することができます。

「認定輸出者」になって ATIGA に基づく輸出を自己証明するには、企業は DFT に申請書を提出し、一連の条件に準拠していることを証明する必要があります。認定輸出者のステータスが承認された場合、2年間有効です（その後、ステータスの更新も可能）。認定輸出者は、本制度に基づき、自己証明する予定の製品を DFT に登録する必要もあります。この要件を満たさない場合、係る製品は自己証明することができず、輸出先国での輸入時に特恵関税を享受するために Form D が求められることになります。

「原産地申告書」それ自体も形式的手続の対象となります。また、「認定輸出者」は、自己証明に関する文書を、自己証明を行った日から3年間保持する義務を負い、自己証明された製品の輸出に関する月次報告書を翌月15日までに提出する必要があります。本月次報告書を3カ月間連続して提出しない場合、自己証明を行うことが差し止められる可能性があります。

#### ATIGA に基づく改定運用上の証明手続

AWSC の他、タイでは 2020 年 9 月 20 日から改定運用上の OCP が導入されています。改定された手続は、以下のとおりです。

- 連続する原産地証明書（Certificate of Origin：以下「CO」）の使用  
連続する CO のボックス 7 に、CO（Form D、e-Form D、又は原産地申告書）の参照番号と発行日を記入する必要があります。

タイ当局は、連続する CO（Form D、e-Form D、又は原産地申告書）を第三国との請求取引で使用することを許可するようになりました。この場合、ボックス 13 の「Third country invoicing（第三国との請求取引）」にチェックマークを入れ、第三国に所在する企業名と国をボックス 7 に記入した上で、輸入時には連続する CO を発行する国に所在する企業から発行された請求書を CO とともに提出することが求められます。

上記の規定は、直近で公表された ASEAN を原産地とする物品の関税の減免に係る条件と手続に関する規則に含まれています。

- FOB 価格  
従前は Form D のボックス 9 に FOB 価格を記載する必要がありました。しかしながら、改定 OCP では、FOB 価格を記載する要件がなくなりました。この変更は、第三国が請求する場合において、サプライヤーが当初の輸出価格を最終的な物品の受領者に開示することを望まない場合に特に有用となります。ラオス、カンボジア、インドネシアへの一部の輸出に関しては、この規則の例外とされています。

- 電子署名・捺印 (Electronic Signature and Seal 以下「ESS」)

9月20日以降、DFTはForm Dの発行に関して、デジタル署名 (Digital Signature : 以下「DS」) システムの代わりにESSシステムを導入しました。DSシステム (Form D) は2020年9月19日をもって終了しています。

### 今後の対応

輸出企業は、現行規則を遵守するために、ATIGAの改定 OCP に基づく ASEAN 諸国への輸出に際して Form D を取得するための社内手続を再確認して必要な改訂を行う必要がある可能性があります。

関税手続を簡素化するため、企業は AWSC 制度の採用を検討することも可能です。その場合、まずは自社がタイ法に基づく認定輸出者としての条件及び要件を充足しているか検討することが推奨されます。

より詳細な情報又はサポートが必要な場合には、デロイトの関税・貿易専門家までお気軽にご連絡ください。

---

## Contacts

### Anthony Visate Loh

#### International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

### Mark Kuratana

#### Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

### Chairak Trakhulmontri

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

### Stuart Simons

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

### Darika Sophonawat

#### Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsophonawat@deloitte.com

### Thirapa Glinsukon

#### Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

### Dr. Kancharat Thaidamri

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

### Nu To Van

#### Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

### Korneeka Koonachoak

#### Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kcoonachoak@deloitte.com

### Wanna Suteerapornchai

#### Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



### Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



### Power of With

Focus on the power humans have with machines.



### Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.



Deloitte’s 175th milestone year is the first anniversary to be acknowledged and celebrated globally.

This uniquely unifying moment offers the opportunity to demonstrate the value of Deloitte’s role in the world—past and future. Deloitte has been making an impact that matters for 175 years and will continue to do so for many years to come.

**Get in touch**



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.